

助成事業となる要件、助成対象経費及び助成金の額の算定方法等

1 総合型地域スポーツクラブ創設支援事業

(1) 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（創設事業を含む。）から継続した2か年度又は総合型クラブが設立された日（クラブの理念・目的等を定めた規約が成立した日をいう。）までのいずれか短い期間とします。なお、助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとします。

(2) 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとします。

ア 市町村、日体協又は日レクが、総合型クラブの創設のために設立された非営利の団体が行う総合型クラブの創設に関する次に掲げる活動に対して補助を行うものとします。

(ア) 設立準備委員会の開催

(イ) 広報活動

(ウ) 設立総会の開催

(エ) その他総合型クラブ創設に必要な活動（クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など）

イ 当該年度における1件当たりの助成対象経費の合計額が400千円以上であることとします。

ウ 交付申請は、間接助成の対象となる団体が行う活動ごとに1事業（1件）とします。

(3) 助成対象者

助成の対象となる者は、次に掲げる団体とします。

ア 市町村

イ 日体協

ウ 日レク

(4) 助成対象経費

ア 助成対象となる経費は、補助金（補助を行う事業に係る諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費）とします。⇒「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご覧ください。

イ アにかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

(ア) 当該事業の参加者（主催者側を除く。）の移動に要する経費

(イ) 総合型クラブの核となる既存の単一スポーツ少年団等の団体が従前から行っている活動に要する経費

ウ 1件当たりの助成対象経費限度額は、アの費目ごとに交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」に定める助成対象経費の上限額により算出された額の合計額とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

エ 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、1,200千円とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額(C)」欄には、ウにより算出した額と1,200千円のいずれか低い額を記載することとなります。

(5) 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、(4)の助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額(千円未満切捨て)とします。⇒1件当たりの助成金の額の限度額は、1,080千円となります。なお、1件当たりの助成金の確定額は、1件当たりの上記により算出した額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とします。

(6) その他

助成事業者は、間接助成対象者となる総合型クラブ創設のために設立された団体について、助成事業者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理体制を有している団体であることを確認するとともに、当該団体に対し間接助成事業の実施内容等について、随時、適切に指導・助言を行うこととします。

2 総合型地域スポーツクラブ自立支援事業

(1) 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度(1の創設支援事業及び2の創設事業を除きます。)から継続した5か年度を限度とします。

* 助成1か年度目：平成23年度に自立支援事業の助成を初めて受けようとする団体

継続2か年度目：平成22年度が自立支援事業の助成初年度の団体

継続3か年度目：平成21年度が活動支援事業の助成初年度の団体

継続4か年度目：平成20年度が活動支援事業の助成初年度の団体

継続5か年度目：平成19年度が活動支援事業の助成初年度の団体

(2) 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとします。

ア 市町村、日体協又は日レクが総合型クラブの行う次に掲げる活動に対して補助を行うもので、次に掲げる要件を満たすものとします。

(ア) 総合型クラブの活動拠点(当該クラブが年間を通じて行う運動・スポーツ活動を行う運動・スポーツが行える施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内(同一の中学校区内が望ましい)又は同等の距離に位置する施設をいう。以下同じ。)において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目が、助成年次が初年度から3か年度目の総合型クラブは2種目以上、4か年度目以降の総合型クラブは実施種目数が3種目以上あることとします。(種目の特性が類似するもの(サッカーとフットサルなど)は、複数種目とみなさないことがあります。)

(イ) (ア)の実施種目は種目ごとに原則、毎月複数回実施されていることとします。例外：

気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等）

（ウ）別に定める有資格者等の総合型クラブマネージャー（正）を原則※有償により設置（雇用）していることとします。ただし、助成初年度である総合型クラブの場合にあっては、平成23年12月31日までに有資格者等の要件を満たすものについては、この限りではありません。

※ 兼職の総合型クラブマネージャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、この限りではありません。この場合、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。

イ 当該年度における1件当たりの助成対象経費の合計額が400千円以上のものとします。

ウ アに掲げる活動の外、次に掲げる活動を対象とします。

（ア）運営委員会等の開催

（イ）健康・体力相談事業

（ウ）各種研修会の開催（クラブ会員又は地域住民が広く参加する内容のものに限ります。）

（エ）広報活動

（オ）総合型クラブ間の連携を図る活動

（カ）その他総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動

エ ア又はウにかかわらず、次に掲げる活動は、助成の対象となりません。

（ア）総合型クラブが主催しない事業（大会への参加など）

（イ）総合型クラブが行う事業の全部又は一部について営利法人等に委託して実施するもの

（ウ）総合型クラブの活動拠点において行われたい事業（遠隔地での合宿教室など）

（エ）運動・スポーツ活動を主たる目的とするものではない事業（文化的活動、キャンプ等の自然体験活動や農業・漁業体験など）

（オ）他の総合型クラブやスポーツ施設等の視察

オ 交付申請は、間接助成の対象となる総合型クラブに係る活動ごとに1事業（1件）とします。

（3）助成対象者

助成の対象となる者は、次に掲げる団体とします。

ア 市町村

イ 日体協

ウ 日レク

（4）助成対象経費

ア 助成対象となる経費は、補助金（補助を行う事業に係る諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費）とします。⇒「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご覧ください。

イ アにかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

（ア）当該事業の参加者（主催者側を除く。）の移動に要する経費

(イ) クラブマネジャーの資格等の習得に要する経費

(ウ) 総合型クラブの役職員（クラブマネジャーを除く。）又はスポーツ指導者等が、技能向上のために参加する各種講習会への出席に要する経費（総合型クラブ間の連携を図る活動を除く。）

(エ) 地方公共団体が所有する施設の指定管理を受けている場合において、当該施設を助成事業で利用する際の施設使用に要する経費（当該使用料を地方公共団体に納付又は指定管理委託料と相殺する場合を除きます。）⇒詳しくは「助成対象経費の基準等」をご覧ください。

(オ) スキーリフト券、ゴルフ場利用料などの参加者が負担すべき経費（占有利用となる会場借料が利用人数により算定される場合を除きます。）

(カ) 当該助成年度の前年度以前に契約（履行）又は支出した経費

(キ) 助成初年度の総合型クラブについて、平成23年12月31日までに（1）ア（ウ）に定める有資格者等に該当する総合型クラブマネジャー（正）が設置されなかった場合、平成24年1月1日以降の当該助成事業に要する経費（センターがやむを得ないと認める場合を除く。）

ウ 1件当たりの助成対象経費限度額は、アの費目ごとに交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」に定める上限額により算出された額の合計額とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

エ 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、4,000千円とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、ウにより算出した額と4,000千円のどちらか低い額を記載することとなります。

（5）助成金の額

1件当たりの助成金の額は、（4）により算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とします。⇒1件当たりの助成金の額の限度額は、3,600千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、上記により算出した額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。

（6）その他

ア 助成対象者が間接助成を行う総合型クラブの法人格の有無は問いません。

イ 助成対象者は、間接助成対象者となる総合型クラブについて、助成事業者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理体制を有している総合型クラブであることを確認するとともに、当該クラブに対し間接助成事業の実施内容等について、随時、適切に指導・助言を行うこととします。

ウ 総合型クラブの事業については、新たに総合型クラブの活動会員を獲得することを目的とした事業（新規事業）をできるだけ行うようにしてください。

エ 間接助成を行う総合型クラブについて、5の総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業を同時に交付申請することができます。

オ 間接助成を受ける総合型クラブにおいては、4の活動基盤強化事業又はスポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除きます。）」と同時に交付申請することはできません。

カ 助成金の額の確定において、助成対象経費となる補助金等の額を含めた間接助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、補助金等の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を助成対象経費とします。

3 総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業

（1）助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（3の自立支援事業を含みます。）から継続して5か年度を限度とします。

*助成1か年度目：平成23年度に活動基盤強化事業又は自立支援事業の助成を初めて受けようとする団体

継続2か年度目：平成22年度が活動基盤強化事業又は自立支援事業の助成初年度の団体

継続3か年度目：平成21年度が活動事業又は活動支援事業の助成初年度の団体

継続4か年度目：平成20年度が活動事業又は活動支援事業の助成初年度の団体

継続5か年度目：平成19年度が活動事業又は活動支援事業の助成初年度の団体

（2）助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとします。

ア 総合型クラブが行う次に掲げる活動で、次に掲げる要件を満たすものとします。

（ア）総合型クラブの活動拠点（当該クラブが年間を通じて行う運動・スポーツ活動を行う運動・スポーツが行える施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい）又は同等の距離に位置する施設をいう。以下同じ。）において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目が、助成年次が初年度から3年度目の総合型クラブは2種目以上、4年度目以降の総合型クラブは実施種目数が3種目以上あることとします。（種目の特性が類似するもの（サッカーとフットサルなど）は、複数種目とみなさないことがあります。）

（イ）（ア）の実施種目は種目ごとに原則、毎月複数回実施されていることとします。例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等）

（ウ）別に定める有資格者等の総合型クラブマネージャー（正）を原則※有償により設置（雇用）することとします。ただし、助成初年度である総合型クラブの場合にあっては、平成23年12月31日までに有資格者等の要件を満たすものについては、この限りではありません。

※ 兼職の総合型クラブマネージャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、この限りではありません。この場合、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。

イ 当該年度における助成対象経費の合計額が1,000千円以上のものとします。

ウ アに掲げる事業の外、次に掲げる事業を対象とします。

- (ア) 健康・体力相談事業
- (イ) 各種研修会の開催（クラブ会員又は地域住民が広く参加する内容のものに限ります。）
- (ウ) 広報活動
- (エ) 総合型クラブ間の連携を図る活動
- (オ) その他総合型クラブが活動拠点において行うスポーツ活動

エ ア又はウにかかわらず、次に掲げる活動は、助成の対象となりません。

- (ア) 総合型クラブが主催しない事業（大会への参加など）
- (イ) 総合型クラブが行う事業の全部又は一部について営利法人等に委託して実施するもの
- (ウ) 総合型クラブの活動拠点において行われたい事業（遠隔地での合宿教室など）
- (エ) 運動・スポーツ活動を主たる目的とするものではない事業（文化的活動、キャンプ等の自然体験活動や農業・漁業体験など）
- (オ) 他の総合型クラブやスポーツ施設等の視察

オ 交付申請は、助成対象者ごとに1事業（1件）を限度とします。

(3) 助成対象者

助成の対象となる者は、非営利法人である総合型クラブとします。

(4) 助成対象経費

ア 助成対象となる経費は、諸謝金、旅費、借料及び損料、印刷製本費、スポーツ用具費、通信運搬費、雑役務費その他事業の実施に直接必要な経費とします。⇒「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご覧ください。

イ アにかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象経費となりません。

- (ア) 当該事業の参加者（主催者側を除く。）の移動に要する経費
- (イ) クラブマネジャーの資格等の習得に要する経費
- (ウ) 総合型クラブの役職員又はスポーツ指導者等が、技能向上のために参加する各種講習会への出席に要する経費（総合型クラブ間の連携を図る活動を除く。）
- (エ) 地方公共団体が所有する施設の指定管理を受けている場合において、当該施設を助成事業で利用する際の施設使用に要する経費（当該使用料を地方公共団体に納付又は指定管理委託料と相殺する場合を除きます。）⇒詳しくは「助成対象経費の基準等」をご覧ください。
- (オ) スキーリフト券、ゴルフ場利用料などの参加者が負担すべき経費（占有利用となる会場借料が利用人数により算定される場合を除きます。）
- (カ) 当該助成年度の前年度以前に契約（履行）又は支出した経費
- (キ) 助成初年度の総合型クラブについて、平成23年12月31日までに（1）ア（ウ）に定める有資格者等に該当する総合型クラブマネジャー（正）が設置されなかった場合、平成24年1月1日以降の当該助成事業に要する経費（センターがやむを得ないと認める場合を除く。）

ウ 1件当たりの助成対象経費限度額は、アの費目ごとに交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」に定める上限額により算出された額の合計額とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。

エ 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、4,000千円とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、ウにより算出した額と4,000千円のどちらか低い額を記載することとなります。

（5）助成金の額

1件当たりの助成金の額は、（4）により算出した助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とします。⇒1件当たりの助成金の額の限度額は、3,600千円となります。

なお、1件当たりの助成金の確定額は、上記により算出した額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。

（6）その他

ア 総合型クラブの設立日は、法人の認可取得日ではなく、総合型クラブの設立総会において設立が承認された日となります。また、法人の定款等において、総合型クラブの活動内容・方法や活動会員に関する会費の徴収等、所要の規定がなされていない場合は、総合型クラブの活動に関する規約が別途必要となります。

イ 地域住民が運営に参画していない又は地域住民にクラブ運営に関する議決権が与えられていない総合型クラブは、助成の対象となりません。

ウ 非営利法人の1部門として総合型クラブを組織している場合は、助成の対象となります。この場合、法人の定款等規約及び役員名簿の外に、総合型クラブの規約及び役員名簿が別途必要となります。

エ 助成対象者の内部組織であった総合型クラブが分離独立し、新たに総合型クラブを内部に組織した場合には、助成の対象となりません。

オ 総合型地域スポーツクラブの事業については、新たにクラブの活動会員を獲得することを目的とした事業（新規事業）をできるだけ行うようにしてください。

カ 助成対象者は、6の総合型地域クラブマネージャー設置事業と同時に交付申請することができます。

キ 助成対象者は、スポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除きます。）」と同時に交付申請することはできません。

ク 助成対象者は、活動基盤強化事業を行う場合、3の自立支援事業の間接助成を同時に受けることはできません。

ケ 助成金の額の確定において、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額とします。

4 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業

(1) 助成対象期間

助成の対象となる期間は、助成初年度（3の自立支援事業又は4の活動基盤強化事業を含みます。）から継続した5か年度を限度とします。

* 助成1か年度目：平成23年度にマネジャー設置支援事業の助成を初めて受けようとする団体

継続2か年度目：平成22年度が自立支援事業の助成初年度の団体

継続3か年度目：平成21年度が活動支援事業の助成初年度の団体

継続4か年度目：平成20年度が活動支援事業の助成初年度の団体

継続5か年度目：平成19年度が活動支援事業の助成初年度の団体

(2) 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとします。

ア 市町村が、総合型クラブが行うクラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図るためのクラブマネジャーの設置（正・副各1名以内）に対して補助を行うものとします。

イ 間接助成の対象となる総合型クラブについて、別に定める有資格者等のクラブマネジャー（正）を原則※有償により設置（雇用）するものであることとします。ただし、助成初年度である総合型クラブの場合にあっては、平成23年12月31日までに有資格者等の要件を満たすものについては、この限りではありません。

※ 兼職の総合型クラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、この限りではありません。この場合、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。

ウ 間接助成の対象となる総合型クラブの活動拠点（当該クラブが年間を通じて行う運動・スポーツ活動を行う運動・スポーツが行える施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい）又は同等の距離に位置する施設をいう。以下同じ。）において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目が、助成年次が初年度から3年度目の総合型クラブは2種目以上、4年度目以降の総合型クラブは実施種目数が3種目以上あることとします。（種目の特性が類似するもの（サッカーとフットサルなど）は、複数種目とみなさないことがあります。）

エ ウの実施種目は種目ごとに原則、毎月複数回実施されていることとします。例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等）

オ 交付申請は、間接助成の対象となる総合型クラブごとに1事業（1件）とします。

(3) 助成対象者

助成の対象となる者は、次に掲げる団体とします。

ア 市町村

イ 日体協

ウ 日レク

(4) 助成対象経費

ア 助成対象となる経費は、補助金（補助を行う事業に係る賃金）とします。⇒「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご覧ください。

イ 1件当たりの助成対象経費限度額は、アの費目ごとに交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」に定める助成対象経費の上限額により算出された額の合計額とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。ただし、助成初年度の総合型クラブのマネジャー（正）に対する賃金について、（1）アに定める有資格者等の確認ができるまでの間における当該賃金に係る助成対象経費上限額は、月額205,000円とすることとします。

ウ 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、4,596千円とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、ウにより算出した額と4,596千円のいずれか低い額を記載することとなります。

(5) 助成金の額

1件当たりの助成金の額は、（4）の助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とします。⇒1件当たりの助成金の額の限度額は、4,136千円となります。）
なお、1件当たりの助成金の確定額は、1件当たりの上記により算出した額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。

(6) その他

ア 助成対象者が間接助成を行う総合型クラブの法人格の有無は問いません。

イ 助成対象者は、間接助成対象者となる総合型クラブについて、助成事業者が交付する補助金等の適正な執行が可能な事務処理体制を有している総合型クラブであることを確認するとともに、当該クラブに対し間接助成事業の実施内容等について、随時、適切に指導・助言を行うこととします。

ウ 助成の対象となるクラブマネジャーについては、実績報告時において、従事を確認する書類として作業日報を提出していただくこととなります。（詳しくは、別冊「会計処理の手引」をご覧ください。）

エ 助成の対象となるクラブマネジャー（正）については、半期ごとに別に定める総合型クラブ活動報告書を提出していただきます。センターは、提出された報告書をセンターホームページにて公表することとします。

オ 間接助成を行う総合型クラブについて、3の自立支援事業を同時に交付申請することができます。

カ 間接助成を受ける総合型クラブにおいては、4の活動基盤強化事業、6のマネジャー設置事業又はスポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を

除きます。) 」と同時に交付申請することはできません。

5 総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業

(1) 助成対象期間

助成の対象となる期間は、次に掲げるいずれかの期間とします。

ア 助成初年度（3の自立支援事業、4の活動基盤強化事業を含め、最初に助成を受けた年度をいいます。）から継続した5か年度を限度とします。

* 助成1か年度目：平成23年度にマネジャー設置事業の助成を初めて受けようとする団体

継続2か年度目：平成22年度が自立支援事業又は活動基盤強化事業の助成初年度の団体

継続3か年度目：平成21年度が活動支援事業又は活動事業の助成初年度の団体

継続4か年度目：平成20年度が活動支援事業又は活動事業の助成初年度の団体

継続5か年度目：平成19年度が活動支援事業又は活動事業の助成初年度の団体

イ アの期間を経過したクラブについて、(2)に掲げる要件を満たすものについては、引き続き継続した3か年度を限度とします。

* (継続) 6か年度目：平成14～18年度が活動支援事業又は活動事業の助成初年度の団体

(2) 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとします。

ア 総合型クラブがクラブマネジャーを設置（正・副各1名以内）することにより、クラブマネジメントの強化及びクラブが実施する事業の公共性の向上を図るものとします。

イ 総合型クラブの活動拠点（当該クラブが年間を通じて行う運動・スポーツ活動を行う運動・スポーツが行える施設で、当該クラブの主たる事務所が所在する市町村内（同一の中学校区内が望ましい）又は同等の距離に位置する施設をいう。以下同じ。）において、年間を通じて行う運動・スポーツ活動の実施種目が、助成年次が初年度から3年度目の総合型クラブは2種目以上、4年度目以降の総合型クラブは実施種目数が3種目以上あることとします。（種目の特性が類似するもの（サッカーとフットサルなど）は、複数種目とみなさないことがあります。）

ウ ウの実施種目は種目ごとに原則、毎月複数回実施されていることとします。例外：気候や自然環境に影響される種目（スキー、セーリング、カヌー等）

エ 継続6か年度目以降については、総合型クラブの収支状況について、直近の決算における自己財源率（くじ助成金及び自治体補助金等以外の収入額を収入総額で除した割合をいう。）が原則50%以上であることとします。

オ 従事対象者となるクラブマネジャーについては、次の要件を満たす者とします。

（ア）継続5か年度目までについては、別に定める有資格者等のクラブマネジャー（正）を原則有償により設置（雇用）するものであることとします。ただし、助成初年度である総合型クラブの場合にあっては、平成23年12月31日までに有資格者等の要件を満たすものについては、この限りではありません。

※ 兼職の総合型クラブマネジャー（正）が主たる職業の都合により報酬の受取を辞退する場合は、この限りではありません。この場合、当該クラブにおいて機関決定（依頼・承諾手続きを含みます。）を行う必要があります。

（イ）継続6か年度目以降については、助成の対象となるクラブマネジャー（正）及びクラブマネジャー（副）は、別に定める有資格者等とします。クラブマネジャー（副）のみを助成対象とする場合においては、当該クラブのクラブマネジャー（正）が別に定める有資格者等であることとします。この場合、（ア）の要件を満たさない場合は、助成の対象となりません。

※クラブマネジャー（正）が無償配置の場合は、助成の対象となりません。

カ 交付申請は、助成対象者ごとに1事業（1件）を限度とします。

（3）助成対象者

助成の対象となる者は、非営利法人である総合型クラブとします。ただし、平成23年度においては、継続6か年度目の総合型クラブについては、平成23年10月31日までに登記を完了した場合はこの限りではありません。※平成23年10月31日までに登記が完了しなかった場合は、助成金の交付決定を取り消すこととなります。

（4）助成対象経費

ア 助成対象となる経費は、賃金とします。⇒「収支予算書の助成対象経費総額（A）」欄に記載する経費となります。なお、各経費の内容及び執行方法等については、あらかじめ別冊「会計処理の手引」をご覧ください。

イ 1件当たりの助成対象経費限度額は、アの費目ごとに交付実施要領別表「助成対象経費の基準等」に定める助成対象経費の上限額により算出された額の合計額とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（B）」欄に記載する経費となります。ただし、助成初年度の総合型クラブのマネジャー（正）に対する賃金について、（1）アに定める有資格者等の確認ができるまでの間における当該賃金に係る助成対象経費上限額は、月額205,000円とすることとします。

ウ 1件当たりの助成対象経費限度額の上限額は、4,596千円とします。⇒「収支予算書の助成対象経費限度額（C）」欄には、ウにより算出した額と4,596千円のいずれか低い額を記載することとなります。

（5）助成金の額

1件当たりの助成金の額は、（4）の助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）とします。⇒1件当たりの助成金の額の限度額は、4,136千円となります。）なお、1件当たりの助成金の確定額は、1件当たりの上記により算出した額と実支出額に係る当該助成対象経費限度額に10分の9を乗じて得た額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。

（6）その他

ア 助成の対象となるクラブマネジャーについては、実績報告時において、従事を確認する

書類として作業日報を提出していただくこととなります。（詳しくは、別冊「会計処理の手引」をご覧ください。）

イ 助成の対象となるクラブマネジャー（正）については、半期ごとに別に定める総合型クラブ活動報告書を提出していただきます。センターは、提出された報告書をセンターホームページにて公表することとします。

ウ 助成対象者は、4の活動基盤強化事業を同時に交付申請することができます。

エ 助成対象者は、スポーツ団体スポーツ活動助成の「スポーツ活動推進事業（マイクロバスの設置を除きます。）」と同時に交付申請することはできません。

オ 助成対象者は、マネジャー設置事業を行う場合、5のマネジャー設置支援事業の間接助成を同時に受けることができません。